園児を職員等による性暴力から守る

保育の安全研究・教育センター
心理学博士　掛札 逸美

★保育の安全研究・教育センターのサイト：「保育の安全」で検索　https://daycaresafety.org/
★資料集サイト、YouTube、井戸の外ニュース等：上のサイトにリンク

【前提】

- **子どもは、裸でいたいならば裸でいればよい存在。子どもに対して「裸は恥ずかしい」「隠しなさい」と教えることは、自分の体を恥じるように育ててしまうこと（※）であり、「自分の体を積極的に守る」にはつながらない。**（※恥の感覚を利用した人心操作にもかかりやすくなる）
- **被害に遭う子どもが悪いのではない。責めを負うのは 100%、加害をするおとな（含・未成年）。**
- **性暴力、特に撮影を伴う加害は金銭の誘因を伴う。よって、女性職員も行い得る。**

【こども性暴力防止法によってできること】

- **対子どもであれ対おとなであれ、特定性犯罪の犯歴（前科）がある者を、在職職員あるいは採用しようとしている人たちの中から見つけること。**

  対象：保育士かどうか、雇用形態が何かではなく、第三者の同席なく子どもと接する人すべて

  判断基準：支配性、継続性、閉鎖性

  「この人は犯罪確認をしなくていい」と判断するなら、論拠を明らかにしておくこと！
  ＝あいまいな「確認しなくても大丈夫」よりも、「しておいたほうが安心だね」

- 新規採用時は内定後、業務開始前に実施。現職職員は施行日から 3 年以内に順次確認する。犯罪事実確認後 5 年で再確認が必要となる。
- 主に採用時、やむを得ない事情がある場合には、「いとま特例」もあるが、これも通常、就業後３か月以内の確認が必要。
- 確認手続きは、ほぼネット上で完結する。
  →犯歴がある場合、本人にまず通知（誤認予防のため）
  （→内定辞退、誤認である旨の連絡など）
  →事前通知後２週間以内に本人の動きがない場合、犯罪事実確認書を事業者に交付
- こども家庭庁の「こども性暴力予防法」サイト、「事業者・従事者のみなさまへ」項に、研修用動画も含め一式、置いてある。

【こども性暴力防止法の限界】

・同法は、「有罪＝犯歴」の人を法務省に照会するシステムであるため、
－不起訴の事象は含まれない。
－警察がかかわらなかった事象、示談などになった事象は含まれない。
－下着等を盗んだ場合（窃盗罪）等は含まれない。

犯歴があっても、以下の場合は含まれない。
－拘禁刑の実刑の裁判が確定した者：刑の執行終了等の日から起算して 20 年経過後
－拘禁刑の執行猶予者：裁判が確定した日から起算して 10 年経過後
－罰金刑の裁判が確定した者：刑の執行終了等の日から起算して 10 年経過後

【犯歴がある人以外に対して、どのような予防策／対応が可能か】

・こども性暴力防止法は、児童を対象にした性暴力に対して防止策をとるよう求めているが、かつて有罪になった人以外については、具体的な防止策となっていない。しかしながら…、

1）同法は、**「募集要項や履歴書、誓約書を改訂し、就業規則も整備せよ」**と言っている。これは、解雇自体が難しい日本の現行システムの中で、解雇を容易にするためである。

2）こども家庭庁は、「特定性犯罪歴」（有罪、前科）以外について**調べてはいけないとは言っていない**。調べることが「プライバシーの侵害」と言われる可能性がないわけではないが、そのような議論は出てきにくいだろう。

恣意的な運用は許されないので、方法を明記し、調査自体の証拠も残すこと

よって、以下のような表現（「該当する同様の行為」）を抑止力として用いることは可能。

▶**募集要項の採用条件**：「こども性暴力防止法にいう特定性犯罪事実者、及び過去に特定性犯罪に該当する同様の行為を行った者は、採用しません」などと記載する。

▶**履歴書**：「特定性犯罪前科、及び過去に特定性犯罪事実に該当する同様の行為を行った事実の有無」などの欄を設ける。あるいは、採用面接時にこれらのことを尋ねて確認する（発言の証拠は必要）。

▶**内定後の誓約書**：「特定性犯罪前科がないこと、及び過去に特定性犯罪に該当する同様の行為を行った事実がないこと」を誓約させる。

▶**内定通知書**：内定取消し事由として「重要な経歴の詐称」を定めておく。

▶**就業規則**：「重大な経歴詐称があった場合」を懲戒事由とし、過去に該当する行為を行った事実を隠した場合、懲戒解雇もあり得ると明記する。

・大学、専門学校等でも、「こうした行為を行った場合、実習等の単位取得をできなくなる可能性があり、結果として卒業が困難になる可能性がある」と入学時に伝えるようになると考えられる。未就学児施設としても、この点を学生に伝えている学校を実習等で優先することは可能。

【日常、性犯罪（盗撮、窃盗を含む）をどのように予防するか】

・どのような事例が起きているか、想定されるか：話しますが、ここには書きません。

犯罪事実確認をする判断基準：職務の 支配性、継続性、閉鎖性 ＝リスク要因

「Q&A」の基礎編、3-13、14。「ガイドライン」の p.71

・実習生は、子どもと１対１（閉鎖性）にしない。引き金になりそうな業務をさせない。

・実習計画において「１対１にしない」、かつ、園側でその実行が可能であるならば犯罪事実確認は求められない。

・実習計画において「１対１」が想定されている場合、実習が長期になる場合は必要（大学ではなく、事業者に確認義務）。

・いわゆる「すきまバイト」の場合は…？

▶見守りカメラを設置する：抑止力＋「していない」証拠にも

・音声も録音できる、単体の安価な見守りカメラ（ペット用等。１台数千円）で十分。

・高価なネットワークを構築しても、音声が入らないなら無意味。

・インターネットでつなげば、メーカーや設置業者にかかわらず情報漏洩するリスクがあるため、イントラネットで。あるいは、カメラ設定後、インターネット接続を切り、必要に応じて SD カードを取り出す等して画像を見るようにすれば、漏洩リスクは下がる（いずれにせよ、SD カードを紛失しない対策は不可欠）。

・事例：トイレ前の廊下を写すカメラが設置されていた。頻繁に言いがかりをつけてくる保護者から「自分の子どもが…」と言われた時、「その職員はあなたの子どもとトイレに行っていない」と言える証拠になった。

・その他、動画の活用例：
　－子どもの様子、保育の様子（子どもの課題を保護者に伝えるためにも）
　－子どもの様子、保育の様子（「保育者が子どもにケガをさせた」と言われた時等）
　－保育者の行動（言いがかりをつけられた時、疑いを晴らすため）
　－保育者の行動（すべきではない行動をした時、即時に対応するため）
　－玄関（職員とのやりとりを記録）

「保育の安全」サイト→「コミュニケーション」Ｂ－２→ひな型「ビデオカメラを設置します」

防犯カメラの運用ルールについて、保護者一人一人の合意を文書等により得る必要はあるか。
（「こども性暴力防止法に関するＱ＆Ａ」 応用編 5-10）

（答） ガイドラインには、「（防犯カメラの）設置・運用に当たっては、個人のプライバシー、児童等への心理的な影響、現場の萎縮（教育内容など）、目的外利用の禁止といった観点にも配慮しながら、関係者間で丁寧な議論を行った上で、必要な運用ルールについて合意しておくこ

とが重要である」との記載がありますが、ここでいう関係者間の丁寧な議論や合意については、児童生徒等の安全対策を充実する際、関係者に丁寧に説明を行い、理解を得ていく一般的なプロセスを想定しているものであって、保護者等一人一人の合意を文書等により得ることまでを求めている趣旨ではありません。

児童等への「日常観察」はどのように行えばよいか。

（「こども性暴力防止法に関するＱ＆Ａ」 基礎編 5-1）

（答） 児童等に対する日常観察においては、児童等の発するサインを理解することや、日常生活の観察、児童等との会話などを通じて、児童等の小さな変化や被害の兆候を見逃さないことが重要です。 特に、次に掲げる点に留意して実施してください。

・ 児童等の心身・行動に変化がないか日常的に観察すること。研修等においては、従事者が日常的に気にかけるべき児童等の変化に触れること。
・ 多様な視点・観点から児童等の行動を見るために、かつ、児童等にとって最も身近な者（担任、コーチなど）が性暴力等を行っている可能性があることを踏まえ、可能な限り、複数名で観察すること。
・ 日常観察等を通じて、児童等の心身・行動に変化、違和感等を覚えた場合は、児童等に積極的に声掛けを行い、対話につなげること。
・ 児童等からすぐに被害が開示されないこともあることから、必要に応じて、声掛け等を継続すること。
・ 従事者間で、気づきや意思、些細な違和感を共有しやすく、改善につなげやすい環境・雰囲気づくりを行うこと。また、従事者と児童等の間でも心理的に安全な環境・雰囲気づくりに努め、児童等から従事者に対し、気づきや意思、些細な違和感を共有しやすくすること。

「不適切な行為」については、別添（こども性暴力防止法施行ガイドライン）を参照

— — — —

略歴（詳しくは、「保育の安全」サイト→「その他」→「掛札（略歴）」）

1964 年生まれ。筑波大学卒。

2003 年、コロラド州立大学大学院心理学部応用社会心理学科に留学。健康心理学専攻。2008 年 2 月、心理学博士号取得。同 5 月卒業、帰国。

著書（一部）

『保育も子育ても新しく！ 21 世紀の証拠に基づく「子ども育て」の本 』（掛札、酒井、髙木。2024/25）
『保育者のための「ハザード」教室：子どもの「危ない！」の見つけ方、伝え方』（所、掛札他。2023）
『3000 万語の格差：赤ちゃんの脳をつくる、親と保育者の話しかけ』（ダナ・サスキンド著、訳・掛札、解説・高山静子。2018）
『保育者のための心の仕組みを知る本：ストレスを活かす、心を守る』（2016）
『保育現場の「深刻事故」対応ハンドブック』（山中、寺町、栗並、掛札。2014）